

特例対象者

13歳未満用

令和5年度 日本脳炎予防接種

従来使用していた日本脳炎ワクチンは、接種後に重篤な副反応が発生し、平成17年より積極的勧奨の差し控えが続いていました。その後、新ワクチンが開発され、接種が再開になりました。平成23年5月より、日本脳炎の予防接種の積極的勧奨の差し控え期間に接種の機会を逸した方の接種期限の変更がありました。現在も日本脳炎の接種回数が不完全な方がいらっしゃいますので、母子健康手帳で接種回数をご確認のうえ接種期限までに残りの回数を接種してください。

なお、すでに4回（2期まで）接種が完了している方は、接種する必要はありません。

◆接種対象者

- (1) 平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた方のうち、日本脳炎の予防接種を4回されていない方で、20歳未満の方
- (2) 平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの方のうち、1期の接種が終了されていない方で、13歳未満の方

◆接種方法 : 皮下接種 ※接種間隔については次頁参照

◆接種場所 : 市内指定医療機関

◆持ち物 : 母子健康手帳、予診票

*母子健康手帳を忘れた場合は接種できませんので必ずご持参ください。

◆費用 : 無 料

☆この予診票を使用できる方は、接種日時点で野田市に住民登録のある方です。転出された方は転出先の市町村窓口にご相談ください。

☆医療機関によって、予約が必要な場合や、予防接種を実施する時間帯や日程をあらかじめ決めていることがあります。事前に連絡してから受診しましょう。

☆予診票は医師にとって大事な情報です。責任をもって記入してください。記入漏れや間違いは予防接種の間違いにつながります。ボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。

☆予防接種は体調のよいときに、お子様の体調がよくわかる保護者の方がお連れください。予防接種を受ける予定であっても、お子様の体調が悪くならないと思ったら接種は控えましょう。

☆接種後は、母子健康手帳の予防接種記入欄を再度ご確認ください。

※接種間隔については生年月日と基準日の確認が必要となります。

1. 平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた方のうち

① 平成23年5月19日までに全く日本脳炎の予防接種を受けていない方

1回目の接種

前回接種日を0日として7日目より接種可能です

↓ 1回目の接種後6日～28日までの間隔をおいて接種

2回目の接種

↓ 2回目の接種後6か月以上標準的にはおおむね1年(11～13か月)後に接種

3回目の接種

↓ 9歳以上で3回目の接種後6日以上(おおむね5年)おいて接種

4回目の接種

② 平成23年5月19日までに日本脳炎の予防接種を数回受けている方

4回のうち不足分の接種を、6日以上の間隔をおいて接種

これまで1回接種している方	あと3回接種できる
これまで2回接種している方	あと2回接種できる
これまで3回接種している方	あと1回接種できる

2. 平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの方

① 平成22年3月31日までに全く日本脳炎の予防接種を受けていない方

1回目の接種

前回接種日を0日として7日目より接種可能です

↓ 6日～28日までの間隔をおいて接種

2回目の接種

↓ 接種後6か月以上、標準的にはおおむね1年(11～13か月)後

3回目の接種

↓ 3回目の接種後6日以上(おおむね5年)おいて接種

4回目の接種(9歳以上で接種)

② 平成22年3月31日までに日本脳炎の予防接種を数回受けている方

4回のうち不足分の接種を、6日以上の間隔をおいて接種

これまで1回接種している方	あと3回接種できる
これまで2回接種している方	あと2回接種できる
これまで3回接種している方	あと1回接種できる

【日本脳炎について】

日本脳炎ウイルスの感染によっておこる病気です。ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。東アジア・南アジアにかけて広く分布する病気です。日本での流行は西日本地域が中心ですが、ウイルスは北海道など一部を除く日本全体に分布しています。

ウイルスを持つ蚊に刺され、感染したあとも症状なく経過する 경우가ほとんどですが、症状が出るものでは6～16日間の潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障がい（意識がなくなること）、けいれん等の中枢神経系障がい（脳の障がい）を生じます。

大多数の方は、無症状に終わるのですが、脳炎を発症した場合20～40%が死亡に至る病気といわれており、幼児や高齢者では死亡の危険は大きくなっています。

★ 副反応について ★

接種直後から多くは3日以内に、発疹、じんましん、かゆみ等の過敏症がみられることがあります。また、全身症状としては、発熱、寒気、頭痛、倦怠感、吐き気、咳、鼻汁などがあります。接種部位の局所症状としては、発赤、腫れ、痛み等が認められることがありますが、通常は2～3日中に消失します。ただし、腫れがひどい場合は接種部位を清潔にし、冷やして様子を見てください。

極めてまれにショック・アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）という副反応がみられます。急性散在性脳脊髄炎（ADEM）は、ウイルス等の感染後あるいはワクチン接種後に、発生する脳神経系の病気で、通常接種後数日から2週間程度で発熱、頭痛、けいれん、運動障がい等の症状があらわれます。ステロイド剤などの治療により多くの患者さんは正常に回復しますが、運動障がいや脳波異常などの神経系の後遺症が残る場合があるといわれています。

★ こんなときは受けられません ★

- ① 発熱しているとき（接種会場で体温が37.5℃以上ある場合）
※平熱の高い人は主治医に相談してください
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ このワクチンの成分により、アレルギーを呈する恐れが明らかな場合
- ④ 以下の病気にかかった場合

麻しん（はしか）	治癒後4週間程度あける
風しん（三日はしか）・水痘（水ぼうそう）・おたふくかぜ等	治癒後2～4週間程度あける
突発性発疹・手足口病・溶連菌感染症・伝染性紅斑（りんご病）等	治癒後1～2週間程度あける

いずれの場合も医師の診察で予防接種の適否が判断されます

- ⑤ その他、医師が予防接種を受けることが不相当と認めた場合

★ こんなときは受ける際に注意が必要です ★

- ① 心臓病・腎臓病・肝臓病、血液の病気や発育障がいなどで治療を受けている場合。
- ② これまで予防接種で、接種後2日以内に発熱及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた場合。
- ③ 過去にけいれんを起こしたことがある場合は事前に主治医に相談してから受けるようにしましょう。
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる場合。

★ 予防接種による健康被害救済制度について ★

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなど、健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく補償を受けることができます。

<問合せ先>

保健センター ☎04-7125-1190

関宿保健センター ☎04-7198-5011